

振替決済口座管理規定

(規定の趣旨)

第1条

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係るお客さまの口座を、当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(振替決済口座)

第2条

振替国債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客さまが振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条

振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「債券取引口座開設申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 当行は、お客さまから「債券取引口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客さまの共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さま又は当行から申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条

お客さまが個人の場合、「債券取引口座開設申込書」に記載された住所、氏名、生年月日等をもって、お届出の氏名、住所、生年月日等とします。届出印鑑は「債券取引口座開設申込書」に記載の指定預金口座の届出印鑑のとおりとします。

お客さまが法人の場合、「債券取引口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、名称、代表者の役職氏名等をもって、お届出の名称、住所、印鑑等とします。

(振替の申請)

第6条

お客さまは、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
 - (3) 振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
- 2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
 - (1) 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - (2) お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - (3) 振替先口座
 - (4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - (5) 振替を行う日
 - 3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
 - 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

- 5 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その2営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 6 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きを待たずに振込国債の振替の申請があったものとして取扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第7条

当行は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

また、当行で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

（分離適格振込国債に係る元利分離申請）

第8条

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
 - (2) 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの
- 2 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
 - (1) 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - (2) お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
 - 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

（分離元本振込国債等の元利統合申請）

第9条

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
 - (2) 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの
- 2 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- (1) 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - (2) お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(みなし抹消申請)

第10条

振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払）された場合には、お客さまから当行に対し、当該振込国債について振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当行がお客さまに代わってお手続きをさせていただきます。

(担保の設定)

第11条

お客さまの振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きにより振替を行います。

(お客さまへの連絡事項)

第12条

当行は、振込国債について、次の事項をご通知します。

- (1) 最終償還期限
 - (2) 残高照合のための報告
- 2 残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

- 4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

（元金金の代理受領等）

第13条

振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

（届出事項の変更）

第14条

印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ、振込国債の振替又は抹消、契約の解除のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、住所、氏名、共通番号等をもって届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

（当行の連帯保証義務）

第15条

日本銀行が、振替法に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限り、）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務
- (2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- (3) その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（反社会的勢力との取引拒絶）

第 16 条

この振替決済口座は、第 17 条第 1 項第 5 号①、②a から f および③a から e のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 17 条第 1 項第 5 号①、②a から f および③a から e の一にでも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

（解約等）

第 17 条

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) お客様について相続の開始があったとき
- (3) お客様等がこの規定に違反したとき
- (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの購入・換金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの振替決済口座を解約することができるものとします。
 - ① お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団準構成員
 - d. 暴力団関係企業
 - e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - f. その他前各号に準ずる者
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - e. その他前各号に準ずる行為

(解約時の取扱い)

第 18 条

前条に基づく解約に際しては、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当行の定める方法により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第 19 条

法令の定めるところにより国債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 20 条

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責任を負いません。

- (1) 第 14 条第 1 項による届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害

- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第13条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第18条の事由による解約の処理をした場合に生じた損害
- (7) 第19条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(規定の変更)

第21条

この規定は、法令の変更その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2024年10月7日
株式会社岩手銀行

一般債振替決済口座管理規定

(規定の趣旨)

第1条

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う一般債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客さまが一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条

振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「債券取引口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 当行は、お客さまから「債券取引口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規

定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客さまの共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さま又は当行から申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条

お客さまが個人の場合、「債券取引口座開設申込書」に記載された住所、氏名、生年月日等をもって、お届出の氏名、住所、生年月日等とします。届出印鑑は「債券取引口座開設申込書」に記載の指定預金口座の届出印鑑のとおりとします。

お客さまが法人の場合、「債券取引口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、名称、代表者の役職氏名等をもって、お届出の名称、住所、印鑑等とします。

(振替の申請)

第6条

お客さまは、振替決済口座に記載又は記録がされている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - (3) 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
 - (4) 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。
 - (1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
 - (2) お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - (4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (5) 振替を行う日
 - 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条

当行は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第8条

お客さまの一般債について、担保を設定される場合は、当行所定の手続きにより振替を行います。

(抹消申請の委任)

第9条

振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

第10条

振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び利金を取扱うもの（以下、機構関与銘柄）といいます。）の償還金及び金利の支払があるときは、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行株式会社が当行に代わってこれを受取り、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。

(お客さまへの連絡事項)

第11条

当行は、一般債について、次の事項をお客さまにご通知します。

- (1) 最終償還期限
- (2) 残高照合のための報告

(3) お客さまに対して機構から通知された事項

- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、年1回以上ご連絡します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(届出事項の変更)

第12条

印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印影、氏名又は名称、住所等とします。

(当行の連帯保証義務)

第13条

機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 一般債の振替手続を行った際、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかか

ならず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払をする義務

- (2) その他、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第 14 条

当行は、機構において取扱う一般債のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当行は、当行における一般債の取扱いについて、お客さまからお問い合わせがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 15 条

この振替決済口座は、第 16 条第 1 項第 5 号①、②a から f および③a から e のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 16 条第 1 項第 5 号①、②a から f および③a から e の一にでも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

第 16 条

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第 4 条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客さまから解約のお申出があった場合
- (2) お客さまについて相続の開始があったとき
- (3) お客さま等がこの規定に違反したとき
- (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの購入・換金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの振替決済口座を解約することができるものとします。
 - ① お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団準構成員
 - d. 暴力団関係企業

- e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - f. その他前各号に準ずる者
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - e. その他前各号に準ずる行為

(解約時の取扱い)

第 17 条

前条に基づく解約に際しては、振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当行の定める方法により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第 18 条

法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責任を負いません。

- (1) 第 1 2 条第 1 項による届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第 1 7 条の事由による解約の処理をした場合に生じた損害
- (7) 第 1 8 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第 20 条

お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申出ください。

(規定の変更)

第 21 条

この規定は、法令の変更又は監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2024年10月7日
株式会社岩手銀行